

第14次労働災害防止計画に基づく実態把握のため 点検表の回答にご協力をお願いします！

- 1 「労働災害防止計画」は、労働安全衛生法第6条に基づき労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画です。
花巻労働基準監督署では「一人の犠牲者も出さない」という基本理念のもと、死亡災害、死傷災害の減少を目標としています。
- 2 第14次労働災害防止計画は令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間です。
- 3 計画では重点事項と具体的取組を定めています（裏面参照）。
各企業は、これらの取組を積極的に推進しましょう。
- 4 重点対策ごとに「アウトプット指標」と「アウトカム指標」を定め、毎年これらの指標を用いて取組状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。

◆ アウトプット指標の実態把握のため点検表の回答をお願いしています。

◆ スマートフォン、タブレット、パソコンから回答可能です。

◆ 業種別のフォームからご回答をお願いします（所要時間約5分）。

◆ 次の業種は専用フォームからご回答ください。



道路貨物運送業



建設業



製造業



林業

◆ 上記以外の業種は、共通フォームからご回答ください。



共通

パソコンからご回答いただく場合は、
ホームページ「花巻監督署 第14次労働災害防止計画」に
アクセスし、該当フォームからご回答ください。

花巻監督署 14次防 🔍 検索



アウトプット指標

アウトカム指標

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両方から）に取り組む事業場の割合を**50%以上**とする
- 卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への**安全衛生教育の実施率を80%以上**とする
- 介護・看護作業において、**ノーリフトケア**を導入している事業場の割合を**増加**させる

- 転倒の年齢層別死傷年千人率の増加に歯止めをかける
- 転倒による平均休業見込日数を令和9年までに**40日以下**とする
- 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を**減少**させる

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を**50%以上**とする

- 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者にわかりやすい方法で**災害防止の教育**を行っている事業場の割合を**50%以上**とする

- 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける

業種別の労働災害防止対策の推進

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する**道路貨物運送業（荷主含む）**の割合を**45%以上**とする
- 墜落・転落災害防止に関する**リスクアセスメント**に取り組む**建設業**の事業場の割合を**85%以上**とする
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む**製造業**の事業場の割合を**60%以上**とする
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する**林業**の事業場の割合を**50%以上**とする

- 道路貨物運送業の死傷者数を**5%以上減少**させ、**41人以下**とする



- 建設業における死亡者数を**0人**とする

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を**5%以上減少**させ、**18人以下**とする

- 林業の死亡者数を**0人**とする



労働者の健康確保対策の推進

- 企業における**年次有給休暇**の取得率を**70%以上**とする
- **勤務間インターバル制度**を導入している企業の割合を**15%以上**とする
- **メンタルヘルス対策**に取り組む事業場の割合を**80%以上**とする
- 労働者50人未満の小規模事業場における**ストレスチェック実施**の割合を**50%以上**とする
- 必要な**産業保健サービス**を提供している事業場の割合を**80%以上**とする

- 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を**5%以下**とする

- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあると**する労働者の割合を50%未満**とする



化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている**化学物質**について、**ラベル表示・SDSの交付**を行っている事業場の割合を**80%以上**とする
- 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている**化学物質**について、**リスクアセスメント**を行っている事業場の割合を**80%以上**とする
- **熱中症災害防止**のために**暑さ指数**を把握し活用している事業場の割合を**増加**させる

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、**5年間で5%以上減少**させる



- 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して**減少**させる